

八雲町出産祝金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの誕生を祝福し、出産祝金（以下「祝金」という。）を交付することにより、子どもの健やかな成長と家庭における子育ての支援に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象児 令和8年4月1日以後に出生し、出生後初めての住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳への記録が本町になされた者をいう。

(2) 養育 対象児を監護し、かつ、その生計を同一又は維持することをいう。

(対象者)

第3条 祝金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、現に対象児を養育する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 対象児を出産した者で、出生日において、本町の住民基本台帳に当該対象児と同一の世帯に記録され、かつ、町内に居住している者であること。

(2) 対象児の母又は父（未婚の父母を含む。）が町税等を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、町長が適当と認める場合は、対象者とする。

(祝金の額)

第4条 対象者に交付する祝金の額は、対象児1人につき20万円とする。

(交付申請)

第5条 第3条の規定により祝金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出生届を提出した日から30日以内に八雲町出産祝金交付申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請において申請内容を公簿等により確認することができない場合は、申請者に戸籍謄本等の必要書類を提出させることができる。

3 町に納付すべき町税及び公共料金等を滞納している者で、出生後6カ月以内に滞納が解消された場合には、その解消された日から30日以内に八雲町出産祝金交付申請書を、町長に提出することができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付することが適当と認めた場合においては、八雲町出産祝金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、申請者が指定した金融機関の口座に祝金を振り込むものとし、交付することが適当でないとしたときは、八雲町出産祝金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(欠格事項)

第7条 対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 申請までの間に対象児が死亡しているとき。
- (2) 交付決定を行うまでに本町に住所を有しなくなったとき。
- (3) その他町長が適当でないとしたとき。

(祝金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により祝金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付額の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳)

第9条 町長は、祝金の交付状況を適正に管理するため、八雲町出産祝金交付台帳(様式第4号)を作成し、これを保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。